

一般財団法人東北多文化アカデミー臨時評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
(1) 一般財団法人東北多文化アカデミーの定款変更について

(変更前)	(変更後)
目的等 当法人は社会と個人の多様性に対応した平和な日本型多文化共生社会の実現に資するため、次の事業を行う。 (1) 高等教育機関などにおける外国人留学生等関連業務支援 (2) 地域における外国人等の定住支援 (3) 日本語教育及び外国語教育 (4) 多様な文化の学びの場の提供 (5) 多文化間コミュニケーションに関する調査及び研究 (6) 日本型多文化共生社会実現の重要性に関する広報 (7) 日本の移民政策に関する提言 (8) その他前各号に関連する事業	目的等 当法人は社会と個人の多様性に対応した平和な日本型多文化共生社会の実現に資するため、次の事業を行う。 (1) 高等教育機関などにおける外国人留学生等関連業務支援 (2) 地域における外国人等の定住支援 (3) 日本語教育及び外国語教育 (4) 多様な文化の学びの場の提供 (5) 多文化間コミュニケーションに関する調査及び研究 (6) 日本型多文化共生社会実現の重要性に関する広報 (7) 日本の移民政策に関する提言 (8) <u>有料職業紹介事業</u> (9) その他前各号に関連する事業

- 2 提案者の氏名又は名称
理事 虫明 美喜
- 3 総会の決議があったものとみなされた日
平成25年 5月7日 (火)
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
代表理事 押谷 祐子

以上のとおり一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、虫明美喜及び議事録作成者がこれに記名押印する。

平成25年5月8日 (水)

提案者

虫明 美喜



議事録作成者

押谷 祐子

